

令和3年11月29日

福島市議会議長 真田 広志 様

議会改革検討会 座長 黒沢 仁

議会基本条例施行状況について(答申)

当検討会では、令和3年9月16日付けで議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果(総評)

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営(A 評価)

本会議で反論が行われる場合に発言の順序や時間に関するルールを示して議事を進めるなど、市民に分かりやすい議会運営を行った。今後も継続して取り組みを推進すべきである。

②市民に分かりやすい委員会での議論(A 評価)

市民に分かりやすい委員会での議論に努めている。

なお、発言許可の徹底や論点を明確にした発言にさらに留意すべきである。

③政務活動費に係る収支報告書等の公開(A 評価)

市議会ホームページ及び市議会だよりへの掲載や市民情報室での閲覧など、公開に充分努めている。今後も継続して公開、説明責任を果たすことに努めるべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開(A 評価)

コロナ禍において、委員会室は傍聴者の席の間隔を十分にとることができないため傍聴を中止するなど、状況に応じた対応を行っているが、今後も適切な判断に努めるべきである。

なお、会議の妨げとなる私語等については慎むべきである。

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催(A 評価)

コロナ禍においても、状況を判断のうえ、安全対策や時間配分などの感染防止策を講じて開催するとともに、新たな取り組みとして、定例会議の傍聴者へ議会報告会の開催案内を配布し周知にも努めている。今後も継続して取り組みを推進すべきである。

報告内容に関しては、議案や議決の概要に加えて、委員会審査における議論の要点を含めるべきである。議論の要点のとりまとめ方については、明確に整理しておく必要がある。

b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

(A 評価)

市議会ホームページへ政策提言書を掲載する際、新たに調査活動の経過も掲載するなど、議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知している。今後も他の市議会や市民の意見を参考に、向上を図る取り組みを推進すべきである。

c.議案、委員会資料の公開(A評価)

タブレット端末導入によるペーパーレス化に伴い資料の公開時期の早期化に取り組むなど、議案、委員会資料の積極的な公開に努めた。今後も継続して取り組みを推進すべきである。

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表(B 評価)

タブレット端末導入に伴い、ICT活用検討会においてタブレット端末を使用した採決システムについて検討を行ったが、課題があることから導入には至っていない。

今後は、議会機能も備えた複合市民施設(仮称)市民センター建設の際に、議場への採決システムの導入について検討を継続すべきである。

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施(A評価)

コロナ禍においても、状況を判断のうえ、安全対策や時間配分などの感染防止策を講じて開催するとともに、新たな取り組みとして、定例会議の傍聴者へ意見交換会の開催案内を配布し周知にも努めている。今後も工夫や改善等を図っていくべきである。

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用(A評価)

参考人制度については、委員会活動において適切に制度を活用した。

今後、コロナ禍を踏まえて、オンラインによる手法も検討すべきである。

また、公聴会については、今後も引き続き、制度の活用について適切に判断すべきである。

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議(B評価)

委員会においては自由討議を重視した議論を行っている。

本会議においては未実施であったが、引き続き制度の活用について検討すべきである。

②政策討論会の開催(C評価)

制度を活用する必要性が生じなかったことから実施に至らなかった。

制度を活用することについては、今後も適切に判断を行うべきである。

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案(C評価)

具体的な政策立案に至らなかったが、今後も引き続き先進事例や案件の調査・研究に努め、課題について検討すべきである。

②市長等に対する政策提言(A評価)

各委員会においてそれぞれ行政課題を調査、研究し積極的に市長等に政策提言を行った。

今後も継続して取り組みを推進すべきである。

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる事項(A評価)

議会基本条例の施行状況を確認する項目以外の事項として次の6件を確認した。今後も議会基本条例の基本方針に基づき、新たな課題に対し議論、協議し、議会改革に取り組むべきである。

①緊急会議の開催や定例日、会議の期間の変更など、通年会期制度を活かし、市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営を行った。

②タブレット端末を導入したことから、その活用とペーパーレス化の推進について協議・調整を行うICT活用検討会を設置し、令和3年6月定例会議からは完全ペーパーレス化するなど議会ICTを推進した。

③議会の監視機能を発揮するため、総合計画策定において、議会の議決を必要とする範囲をまちづくり基本ビジョン全体とした。

④政府において押印の廃止が積極的に進められる中、福島市議会においても請願・陳情者の押印を請願者の署名または記名押印とした。

⑤住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を加えた。

⑥令和3年2月13日福島県沖地震発生においては、福島県市議会議長会において、地震による被害からの復旧・復興のための支援にかかる要望を国県等関係機関へ提出するなどの対応を行った。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの

議会報告会実施要綱に関して、現在の規定による報告会の開催が困難な場合は、ほかの実施方法により行うことができるようにするため、別紙のとおり改正すべきである。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「令和3年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針」のとおり

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、評価基準を3段階（A 評価「このまま推進」、B 評価「改善や新しい取組を検討」、C 評価「原因分析と制度の見直しを検討」）及び評価外に設定し、各会派で会派評価を行った後に、総合評価として議会改革検討会において評価及び今後の取組方針を協議、決定した。

今後も議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくべきことを申し添えて、以上のとおり答申する。